

事務連絡

令和6年11月29日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事業部

改正建設業法に関する説明会の開催について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、令和6年7月18日付事務連絡「第三次・担い手3法に関する説明会の開催について（周知依頼）」においても法改正に係る説明会を案内したところですが、今般、12月にその一部が施行される改正建設業法により、建設業界における価格転嫁協議のルールが見直されるとともに、ICT活用による現場管理の効率化などが求められることを受け、改正法の要点を解説する「改正建設業法説明会」が12月19日から順次開催されることとなりました。

法改正全体の概要に加え、8月に実施した説明会の内容を拡充し、新たに施行される具体内容や、先進的な企業の事例が紹介され、建設企業が速やかに取り組むべき対応策が学べる内容となっているため、国土交通省より貴会会員企業の皆さまにご参加いただきたい旨の連絡がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆さまへ周知賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、一部地区の対面説明会は、既に満席となっている箇所もございますが、オンライン説明会は空きがある状況となっております。

以上

【添付資料】

・別紙 国土交通省記者発表資料

【説明会参加申込 URL】

<https://www.ari.co.jp/seminar/>

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp